

内部事務のセンター化の取組について

令和3年7月から「札幌国税局業務センター函館分室」※において函館税務署、八雲税務署及び江差税務署の一部の内部事務を集約して処理しています。

※ 札幌国税局業務センター函館分室の業務は、函館市（函館税務署内）で行います。

函館税務署、八雲税務署及び江差税務署管内の納税者の皆様が、申告書等を書面により提出される場合は、「札幌国税局業務センター函館分室」へ送付していただきますようお願いいたします。

送付先は、次のとおりです。

送付先	事業所個別郵便番号	040-8505（必ず記載してください。）
	宛先住所	札幌国税局業務センター函館分室 記載は不要です。

問合せ先	函館税務署 管内の方	八雲税務署 管内の方	江差税務署 管内の方
総括担当	0138-76-0808	0137-60-1010	0139-50-1010
届出担当	0138-78-0050	0137-60-1003	0139-50-1003
管理担当	0138-78-0051	0137-60-1004	0139-50-1004
申告担当	0138-78-0052	0137-60-1005	0139-50-1005
コール担当			

【ご留意いただきたい事項】

- 電子申告（e-Tax）は、従来どおり所轄税務署に送信してください。
- 税務署の窓口で申告書等を提出される場合は、従来どおり所轄税務署に持参してください。（申告書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。）
- センターにおいて一部の内部事務を集約して処理しますが、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口業務は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 札幌国税局業務センター函館分室において収受する書類の控えには、「札幌国税局業務センター函館分室」と表示した収受日付印を押なつします。